令和４年６月

会 員 各 位

青　色　情　報

青報 0402
事　務　局
☎ 351-4159

Ⅰ．源泉所得税個別相談会

月・日	時　　間	会　　場	会　　費
７月４日（月）	午前 10 時 ～12 時 午後　１時 ～ ４時	じばさん４階　研修室６ じばさん５階　情報交換室２	１，０００円
７月５日（火）			

〔持 ち 物〕　令和４年分並びに令和３年度分源泉徴収簿、納付書

※注意※　納期限は７月１１日（月）です。　納付書は源泉徴収税が『０円』の場合でも税務署に提出する必要があります。来場時は、マスクの着用をお願いいたします。

Ⅱ．令和４年度　所得税の主な改正事項

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。（詳細は、「令和４年度 税制改正の大綱」国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp】でご確認下さい。）

Ⅰ）令和４年度の主な改正事項

２ 金融・証券税制 （国 税）

〔縮減〕 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずる。

⑴ 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下「対象者」という。）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（以下「株式等保 有割合」という。）が 100 分の３以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とする

（注）上記の改正は、令和５年 10 月１日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用する。

⑵ 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が 100 分の１以上となる 対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から１月以内に、当該内国法人の 本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

（注）上記の改正は、令和５年 10 月１日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用する。

⑶ その他所要の措置を講ずる。

３ 租税特別措置等（国 税）

〔延長・拡充〕

⑸ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととする。

⑹ 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業及び総合支援資金の特例貸付事業による金銭の貸付けにつき当該貸付け に係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととする

⑺ 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」として給付される給付金（既に給付されたものを含む。）について、次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えをしない。

⑻ 「子育て世帯への臨時特別給付」として給付される給付金及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」として給付される給付金（既に給付されたこれらの給付金を含む。）について、次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えをしない。

4 その他 （国 税）

⑴ その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があったことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として一定の額を除く。以下「売上原価 の額」という。）及びその年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しないこととする。

① 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその者において証明した場合を含む。）

イ その者が所得税法の規定により保存する帳簿書類

ロ 上記イに掲げるもののほか、その者がその住所地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

② 上記イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記①に掲げる場合を除く。）であって、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

（注１）その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

（注２）上記の改正は、令和 5 年分以後の所得税について適用する。

⑵ 納税地の特例制度等について、次の見直しを行う。

① 納税地の変更に関する届出書について、その提出を不要とする。

② 納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を不要とする。

（注）上記の改正は、令和 5 年 1 月 1 日以後の納税地の変更等について適用する。

⑶ 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずる。

① 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等をすることとされている控除証明書の範 囲に、当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法に

より提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録 を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

（注）上記の改正は、令和 4 年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。

② 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける際に給与所得者の保険料控除申告書に添付等をすることとされている控除証明書の範囲に、当該控除証明書を交付すべき者から電磁的方法により提供を受けた当該控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

（注）上記の改正は、令和 4 年 10 月 1 日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合について適用する。

③ 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、上記②の控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

（注）上記の改正は、令和 4 年 10 月 1 日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合について適用する。

④ 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、マイナポータルを使用して取得する上記①の控除 証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものの送信をもって、当該控除証明書の添付等に代えることができることとする。

（注）上記の改正は、令和 4 年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する

六 納税環境整備

2 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備 （国 税）

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含む。）に記載すべき事項に関し所得税、 法人税又は消費税（輸入に係る消費税を除く。2 において同じ。）に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税 者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）は、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費 税の 10%（次の（2）に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

⑴ 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合

⑵ 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合（上記⑴に掲げる場合に該当する場合を除く。）

（注１）上記の「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。

① 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳

② 所得税又は法人税において上記①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿

③ 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

（注２）上記（1）の「記載が著しく不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち２分の１以上が記載されていない場合をいい、上記（2）の「記載が不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち３分の１以上が記載されていない場合をいう。また、これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認める場合には、運用上、適切に配慮することとする。

（注３）上記の改正は、令和６年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

5 その他 （国 税）

⑴ 修正申告書等の記載事項の整備修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外するほか、所要の整備を行う。

（注）上記の改正は、令和４年 12 月 31 日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税）に係る修正申告書又は更正請求書について適用する。

⑵ 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上あらかじめ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置（国税庁長官が定めるものに限る。）が行われた場合には、個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

（注１）上記の改正は、令和５年１月１日以後に行う申請等について適用する。

（注２）上記の改正と併せて、e-Tax による手続の簡素化・合理化、ＧビズＩＤ（法人共通認証基盤）を活用した申請等、スマートフォンを使用して上記の本人確認の措置を行うことを可能とする等、申告利便等の更なる向上に取り組む。

⑻ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和４年１月１日から令和５年 12 月 31 日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

（注１）上記の改正は、令和４年１月１日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

（注２）上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配意し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする